

環境経営レポート

対象期間：令和4年10月から令和5年9月

発行日付：令和5年10月27日



有限会社 古川新興

環境経営レポート

目次	2
I 組織の概要.....	3
1.事業内容・事業規模	3
2.認証・登録範囲	3
3.環境経営組織図	3
4.環境管理責任者及び担当者の連絡先	3
II 許可の内容.....	4
1.一般廃棄物収集運搬業	4
2.産業廃棄物収集運搬業	5
3.産業廃棄物処分業	5
4.古物商	5
III 施設等の状況.....	5
1.保有車輛.....	5
2.産業廃棄物積替保管施設.....	6
3.中間処理施設 許可自治体：東京都.....	6
4.産業廃棄物の処理体系（フロー図）	6
5.収集運搬量.....	7
IV 環境経営方針	7
環境経営理念	7
基本方針	7
V 環境経営目標	8
VI 環境経営目標の実績.....	8
二酸化炭素排出量の推移.....	9
VII 環境経営計画と取組評価結果及び次年度取組内容.....	9
VIII 環境関連法規への違反、訴訟等の有無.....	10
IX 事故及び緊急事態の想定結果及びその対応策	11
X 代表者による全体の評価と見直し・指示記録	12

I 組織の概要

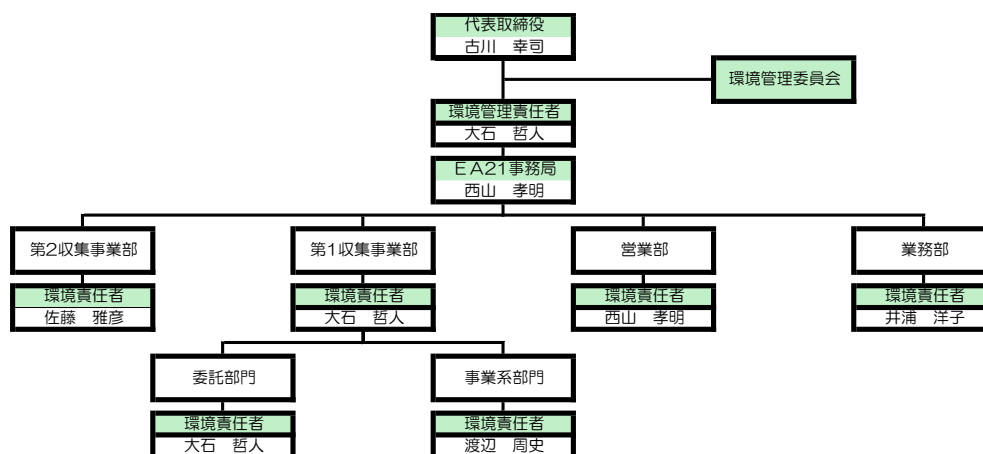
1. 事業内容・事業規模

事業所名 有限会社 古川新興
 代表者 代表取締役 古川 幸司
 所在地 〒183-0014 東京都府中市是政三丁目65番地の1
 設立 昭和41年7月 資本金 1,000万円
 従業員数 48人 延床面積 191㎡
 事業活動 一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬・中間処理業、古物売買業
 収集運搬量 6638.52 t（令和4年度）
 売上高 905 百万円（令和4年度）

2. 認証・登録範囲

事業所名 有限会社古川新興 本社
 事業活動 一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業

3. 環境経営組織図



役割、責任、権限

職 務	主要な責任と権限
社 長	- 環境マネジメントシステムに必要な経営資源を準備し投入する。 - 環境管理責任者、EA21事務局、環境責任者を任命し、実地体制を構築する。 - 環境経営方針を制定する。 - 環境管理委員会を開催し、環境マネジメントシステム全体を見直す。 「事業における課題とチャンス」の明確化
環境管理責任者	- 環境マネジメントシステムを構築し、実施し、維持する。 - 環境マネジメントシステムの実績を社長に報告する。 - 環境経営レポートを作成し、公表する。 - 環境マネジメントシステムにつき外部関係者と連絡をとる。
EA21事務局	環境経営マニュアルに定める管理責任者の実務を補佐又は代行する。
環境責任者	- 環境管理責任者の指示により環境経営計画を実施する。 - 環境経営目標の達成状況を監視し、環境管理責任者に報告する。 - 必要な正処置又は予防処置を実施する。 - 適用される環境関連法規制を遵守する。
環境管理委員会	- 環境マネジメントシステム全体を見直すために社長が開催する。 - 開催時期：毎年1回定期開催し、必要に応じて臨時開催する。 - 出席者：社長、環境管理責任者、事務局、その他社長が指名する者

4. 環境管理責任者及び担当者の連絡先

環境管理責任者 取締役 大石 哲人 電話：042-365-2231
 事務局 西山 孝明 電話：042-365-2231
 e-mail：furukawashinkou-nishiyama@abox3.so-net.ne.jp

Ⅱ 許可の内容

1. 一般廃棄物収集運搬業

許可自治体	許可番号	有効期間	
府中市	5 府生資許可第 14 号 廃棄物の種類	令和 6 年 1 月 1 日から 事業系一般廃棄物	令和 7 年 12 月 31 日まで (可燃ごみ)
羽村市	許可一廃収第 60 号 廃棄物の種類	令和 6 年 4 月 1 日から 事業系一般廃棄物	令和 8 年 3 月 31 日まで 可燃ごみ(紙くず・厨芥)
西東京市	許可一廃第 6-18 号 廃棄物の種類	令和 6 年 4 月 1 日から 事業系一般廃棄物	令和 8 年 3 月 31 日まで
稲城市	許可一廃第 23 号 廃棄物の種類	令和 6 年 4 月 1 日から 事業系一般廃棄物	令和 8 年 3 月 31 日まで
東久留米市	6 許可第 30 号 廃棄物の種類	令和 6 年 4 月 1 日から 事業系一般廃棄物	令和 8 年 3 月 31 日まで 紙屑・木屑・繊維屑・厨芥
多摩市	5 多環資第 919 号 許可第 9 号 廃棄物の種類	令和 6 年 4 月 1 日から 事業系一般廃棄物	令和 8 年 3 月 31 日まで (普通ごみ)
狛江市	許可一廃第 17 号 廃棄物の種類	令和 6 年 3 月 1 日から 普通ごみ・資源物	令和 8 年 2 月 28 日まで
調布市	5 調環ご発第 3260006 号 廃棄物の種類	令和 6 年 4 月 1 日から 事業系可燃性一般廃棄物	令和 8 年 3 月 31 日まで
国立市	許可一廃第 18 号 廃棄物の種類	令和 6 年 4 月 1 日から 一般廃棄物事業系ごみ	令和 8 年 3 月 31 日まで
小金井市	小環ご発第 249 号許可番 号第 117 号 廃棄物の種類	令和 6 年 4 月 1 日から 一般廃棄物	令和 8 年 3 月 31 日まで (ごみ)
小平市	許可一廃第 38 号 廃棄物の種類	令和 6 年 6 月 26 日から 事業系一般廃棄物	令和 8 年 6 月 25 日まで 塵芥・紙屑・木屑
東村山市	許可第 21 号 廃棄物の種類	令和 4 年 7 月 24 日から 一般廃棄物	令和 6 年 7 月 23 日まで (ごみ)
青梅市	許可収・運第 75 号 廃棄物の種類	令和 4 年 9 月 15 日から 事業系一般廃棄物	令和 6 年 9 月 14 日まで (紙くず、厨芥類、木くず)
武蔵村山市	武収第 4750 号の 2 許可第 40 号 廃棄物の種類	令和 4 年 12 月 1 日から 事業系一般廃棄物	令和 6 年 11 月 30 日まで (紙くず、厨芥、木くず・繊維くず)
国分寺市	許可第 8 号 廃棄物の種類	令和 5 年 7 月 26 日から 一般廃棄物	令和 7 年 7 月 25 日まで 紙くず・厨芥・木くず
寄居町	第 D2212BU062 号 廃棄物の種類	令和 4 年 12 月 1 日から 一般廃棄物事業系ごみ	令和 6 年 11 月 30 日まで
日野市	一般廃棄物収集運搬許可第 201 号 廃棄物の種類	令和 5 年 12 月 20 日から 一般廃棄物(A 類)	令和 7 年 12 月 19 日まで

2. 産業廃棄物収集運搬業

許可品目	許可自治体				
	東京都	神奈川県	埼玉県	群馬県	千葉県
許可番号	第 13-10-002420 号	01402002420	01102002420	01000002420	第 01200002420 号
許可年月日	令和 2 年 7 月 27 日	令和 2 年 10 月 12 日	令和 3 年 6 月 24 日	令和 2 年 11 月 9 日	令和 2 年 12 月 3 日
有効期限	令和 7 年 7 月 26 日	令和 7 年 9 月 28 日	令和 8 年 5 月 13 日	令和 7 年 11 月 8 日	令和 7 年 11 月 29 日
燃え殻	●	○	○		
汚泥	○	○	○		
廃プラ	○	○	○	○	○
紙くず	○	○	○		○
木くず	○	○	○		○
繊維くず	○	○	○		○
動植物性残さ	○	○	○		
金属くず	○	○	○	○	○
ガラス コンクリート 陶磁器くず	○	○	○	○	○
がれき類	●	○	○		○
ばいじん		○			

※●は、積み替え保管を含む

3. 産業廃棄物処分業（中間処理）

許可自治体	許可番号	有効期間	
東京都	第 13-20-002420 号	令和 2 年 7 月 27 日から	令和 7 年 7 月 26 日まで
処分の方法と 取扱う廃棄物 の種類	破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず （水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯に限る。）を含む。）（以上 6 種類） 圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず（以上 4 種類） 圧縮：金属くず（空き缶に限る。）（以上 1 種類）		

4. 古物商

行政機関	許可番号	許可年月日
東京都公安委員会	2804	昭和 51 年 12 月 22 日

Ⅲ 施設等の状況

1. 保有車輛

区分	車種	総重量	台数
パッカー車	小型トラック	5 t 未満	0 台
	普通トラック	5 t 以上	17 台
ダンプ等	小型トラック等	5 t 未満	0 台
	普通トラック等	5 t 以上	10 台

2. 産業廃棄物積替保管施設

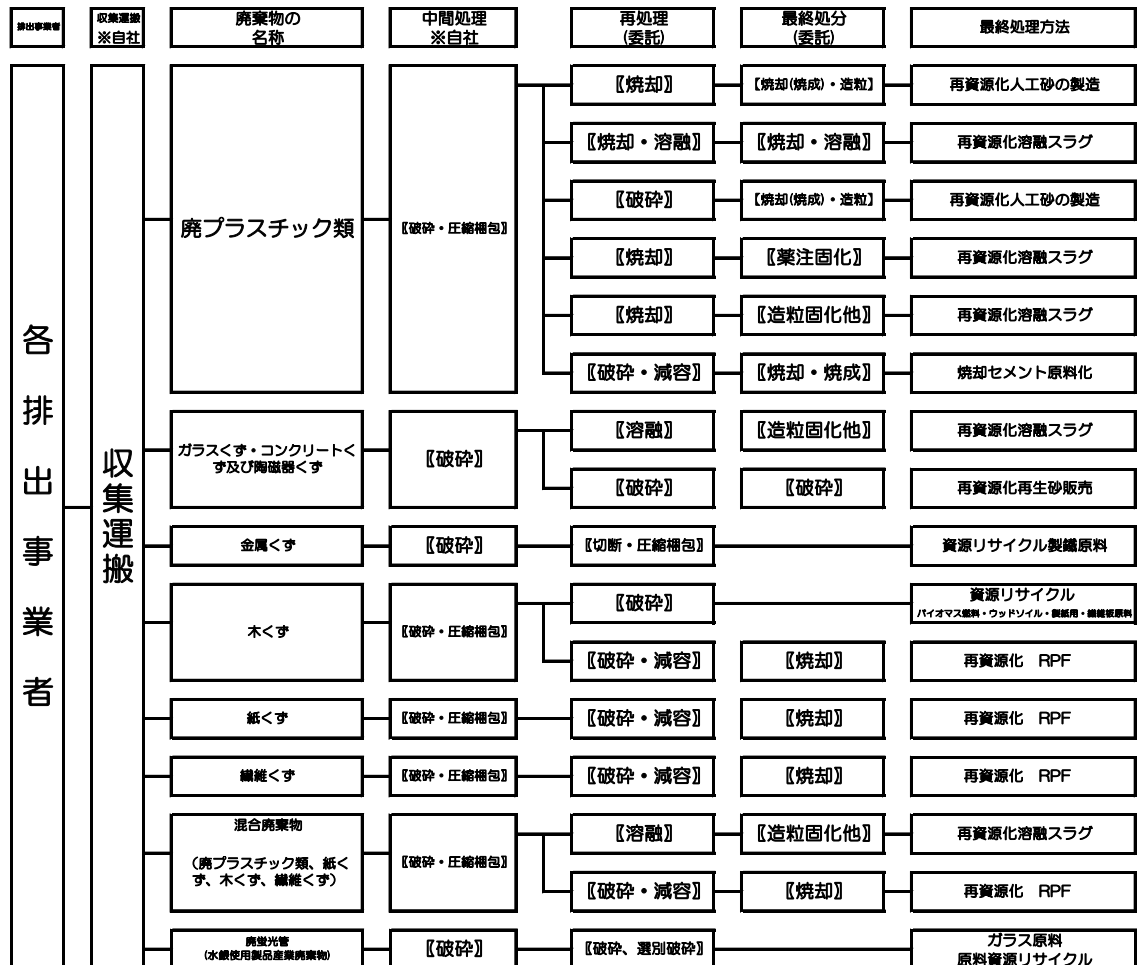
所在地	東京都府中市是政三丁目65番地の1				
面積	570.90 m ²	最大保管高さ	2.1m	最大保管量	3.1 m ³

3. 中間処理施設 許可自治体：東京都

許可番号	第 13-20-002420
許可年月日	令和 2 年 7 月 27 日
有効期限	令和 7 年 7 月 26 日
所在地	東京都府中市是政三丁目 65 番地の 1 及び 64 番地の 20

施設種類	産業廃棄物の種類	処理能力
破碎	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（廃蛍光灯に限る。） （水銀使用製品産業廃棄物）	750 kg/日
破碎	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2.29 t/日
圧縮梱包	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	71.9 t/日
圧縮	金属くず（空き缶に限る。）	3.00 t/日

4. 産業廃棄物の処理体系（フロー図）



4. 収集運搬量

区分	品目	運搬量
産業廃棄物	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、蛍光管、燃え殻	4,084.92 t
一般廃棄物		2,553.60 t

Ⅳ 環境経営方針

環境経営理念

有限会社古川新興は、廃棄物収集運搬事業を通じて環境に配慮した事業活動を行い、下記の基本方針を定め、環境負荷の低減に積極的に取り組み、継続的に実行し、地域環境・地球環境の保全に努めます。

基本方針

1. 適用される環境関連法規制・条例や当社が約束したことを遵守します。
2. 環境経営システムを定期的に見直し、継続的に改善します。
3. 事業活動による環境負荷の低減を推進します。
 - ・電気、燃料等のエネルギー使用量を低減し、二酸化炭素の排出量を削減します。
 - ・水の使用量を低減します。
 - ・事務用品のグリーン購入を推進します。
 - ・廃棄物の排出量を低減し、リサイクルを推進します。
 - ・低公害車の使用比率を向上します。
4. 環境経営方針を全社員に周知します。

制定：2013年10月1日

改訂：2020年12月1日

有限会社 古 川 新 興

代表取締役 古川 幸司

V 環境経営目標

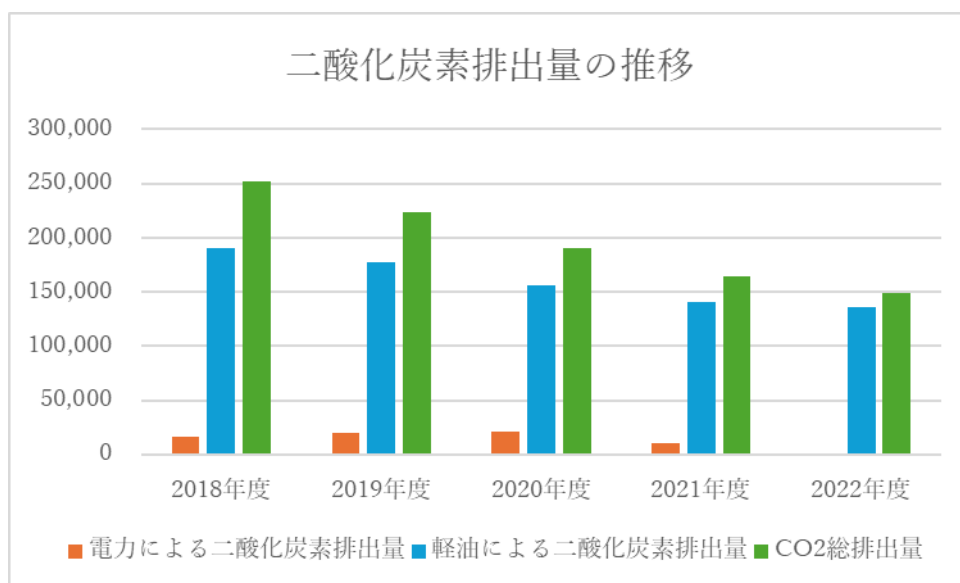
No	環境目標	区分	単位	基準値	目標値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
I	電気使用量の削減	電気	kWh	56,350	55,787 (基準値 1%削減)	55,223 (基準値 2%削減)	54,660 (基準値 3%削減)
		CO ₂ 排出係数		0	0	0	0
		CO ₂	kg-CO ₂	0	0	0	0
II	軽油使用量の削減	軽油	ℓ	89,950	89,051 (基準値 1%削減)	88,151 (基準値 2%削減)	87,251 (基準値 3%削減)
		CO ₂ 排出係数		2.58	2.58	2.58	2.58
		CO ₂	kg-CO ₂	232,071	229,750	227,430	225,109
III	事業所系一般廃棄物排出量の削減	kg		72.5	72 (基準値 0.5kg 削減)	71.5 (基準値 1kg 削減)	71 (基準値 1.5kg 削減)
IV	水使用量の削減	m ³		2,079	2,058 (基準値 1%削減)	2,037 (基準値 2%削減)	2,017 (基準値 3%削減)
V	グリーン購入比率の拡大	%		100%	100%	100%	100%
VI	軽油車両の燃費向上	km/ℓ		3.84	3.88 (基準値 1%増)	3.92 (基準値 2%増)	3.96 (基準値 3%増)
VII	CO ₂ 総排出量の削減	kg-CO ₂		247,207	244,735 (基準値 1%削減)	242,263 (基準値 2%削減)	239,791 (基準値 3%削減)

※令和4年4月から電力会社をオリックス(株)へ変更。排出係数はLUE-Dの値0。

VI 環境経営目標の実績

No	環境目標	区分	単位	目標	実績	達成状況
I	電気使用量の削減	電気	kWh	55,787	44,141	達成
		CO ₂ 排出係数		0	0	
		CO ₂	kg-CO ₂	0	0	
II	軽油使用量の削減	軽油	ℓ	89,051	52,658	達成
		CO ₂ 排出係数		2.58	2.58	
		CO ₂	kg-CO ₂	229,750	135,859	
IV	事業所系一般廃棄物排出量の削減	kg		72	72	達成
V	水使用量の削減	m ³		2,058	1,586	達成
VI	グリーン購入比率の拡大	%		100%	100%	達成
VII	軽油車両の燃費向上	km/ℓ		3.88	4.08	達成
VIII	CO ₂ 総排出量の削減	kg-CO ₂		244,735	148,446	達成

二酸化炭素発生量の推移



Ⅶ 環境経営計画と取組評価結果及び次年度取組内容

No	環境目標	No	目標達成手段	取り組み結果と評価	今後の取組内容
I	電気使用量の削減	1 2 3 4	1 不必要時には消灯する。(事務室・待機室・休憩所) 2 使用時のみ点灯する。(ロッカー・倉庫・トイレ) 3 小電力設定・夜間休日の主電源OFF (PC・コピー機) 4 空調の適温化 (カーテン・ブラインド使用)	こまめな消灯、空調の適温化等、個々の心がけを徹底した結果だと評価	達成手段を継続
II	軽油使用量の削減	1 2 3	1 エコドライブ等運転方法の配慮 2 タイヤの空気圧の定期確認 3 待機時間・走行距離の短縮化	エコドライブ、空気圧の確認等意識付けが徹底された結果。更に意識向上をめざす	達成手段を継続
III	事業所系一般廃棄物排出量の削減	1 2 3	1 コピー用紙使用時の無駄の排除 2 カミ塵・シュレッターのリサイクル 3 使い捨て製品の使用や購入を抑制	ペーパーレス化ミスの削減、両面コピーの促進、印刷前の確認等の成果が出ていると評価	達成手段を継続
IV	水使用量の削減	1 2	1 洗車・作業場清掃時の節水の励行 2 手洗い・洗い物時の日常的な節水の励行	節水の呼び掛け・漏水点検実施、洗車、作業場清掃時の節水を徹底した結果	達成手段を継続

No	環境目標	No	目標達成手段	取り組み結果と評価	今後の取組内容
V	グリーン購入 比率の拡大	1 2 3	事務用品のグリーン購入の現状を調査 購入リストの作成 グリーン購入品の選定	エコマークを継続購入している事で達成している	達成手段を継続
VI	軽油車輛の燃費向上	1 2 3	低燃費車購入 エコドライブ等運転方法の配慮 デジタルタコメータを設置	エコドライブによる低燃費運転の意識付け、更に意識向上の心掛けを徹底。社員の日々の努力が蓄積した結果だと評価	達成手段を継続
VII	CO ₂ 総排出量の削減	1	電気・軽油の削減の目標達成手段と同じ	電気軽油共に、社員個々の意識が高く目標を達成出来たと評価。検証も徹底されており継続していきたい	達成手段を継続

VIII 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

当社に適用される環境関連法規は下表の通りで、遵守状況を点検した結果、これらのへの違反はありませんでした。

又、近隣からの苦情、関係当局よりの法律違反に関わる指摘、指導等は過去一切ありません。また、訴訟等も同様に有りません。

法規制の名称	対象施設、設備、活動	遵守状況の評価
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃掃法	本社	遵守
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（産業廃棄物処理運搬業）	本社	遵守
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一般廃棄物処理）	本社	遵守
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	収集運搬	遵守
フロン排出抑制法	本社業務用エアコン	遵守
小型家電リサイクル法	小型家電	遵守
府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する法律	本社	遵守
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	本社	遵守
自動車 NOX・PM 法	軽油車両 27 台	遵守
東京都環境確保条例	指定作業所・車両	遵守

IX 事故及び緊急事態の想定結果及びその対応策

【1】緊急事態の想定
収集車（パッカー車）に積載した廃棄物の火災 予防措置 ①排出物のチェック ②火災発生の要因があるものを取り除く。 （リチウムイオン電池・ライター・スプレー缶・電気製品等） 緊急時の対応 ①119番に通報する。 ②安全な場所まで車を移動 ③安全を確認しパッカー内部のごみを空け、消火活動に努める
【2】緊急事態の想定
事故の発生 予防措置 ①点呼時の安全、点検、体調確認及び安全運転の徹底 ②過積載の注意 ③車両点検を行い、事故の未然防止 緊急時の対応 ①事故発生時、最優先にけが人等の確認救助を優先、所定の各所へ通報

IX 代表者による全体の評価と見直し・指示 記録

実施日 : 令和5年10月27日

実施者 : 代表取締役

古川 幸司

A : 取り組み状況の評価

見直しに必要な情報項目	確認した記録等	評価 ・有効に機能しているか ・適切に実施されているか
1.環境負荷及び取組状況	別表 環境負荷チェック	環境負荷の削減に継続して努力すること。
2.環境経営目標 ・活動経営計画実施状況	環境経営目標・経営計画 /結果報告書	四半期単位での目標未達はなく、年間目標も全てを達成した。 継続して全員参加で取り組みを進めること。
3.環境関連法規等遵守状況	環境関連法規一覧表	法規制内容をよく理解し、継続して遵守すること。
4.実地体制の構築	環境経営組織図	継続して遵守すること。
5.苦情・要望 (近隣・取引先・行政)	外部環境情報受付/対応票	特に該当する事態も無く、来年度もこれを維持したい。 今後外部からの苦情や要望があった場合は、適切に対応する事。
6.その他		

B : 環境管理責任者への指示

指示事項	変更の必要性	指示内容
1.環境経営方針	あり / なし	現行の環境経営方針を引き続き継続して活動に取り組んでいくと共に教育等を定期的に行う。
2.環境経営目標	あり / なし	次年度も環境負荷の削減に継続して努力すること。
3.環境経営計画	あり / なし	継続して全員参加で取り組みを進めること。
4.実地体制の構築	あり / なし	継続して遵守すること。
5.環境経営システム (EA21全体)	あり / なし	継続行く上で、ミーティング時に情報を適切に伝える。環境への意識を維持する為教育を行う事。
6.その他		

総括

環境活動に対する取り組みについて、社員協力のもと二酸化炭素排出量を削減している。

今後も、社員の環境への意識を維持するよう教育等を定期的に行いつつ

新たな取り組みがないか検討していきたいと思ひます。